

営業等承継申告書 (CC2-3007)

この申告書は、相続の開始又は法人の合併により、揮発油の製造、課税石油ガスの充てん又は原油若しくはガス状炭化水素の採取の承継の申告をしようとする場合に提出するものです。

なお、この申告書を提出すれば、営業等開始申告書 (CC2-3003) を提出する必要はありません。

記載要領

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- (1) 製造場等が二か所以上ある場合には、それぞれの所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- (2) 相続により承継する場合で承継人が二人以上いるとき（この場合は二以上の承継人の共同事業となります。）は、「承継人」欄にはそのうちの一名を記載し、他の者の任所、氏名は「摘要」欄に記載します。
- (3) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。